一 時 預 か り 事 業 について

1　事業の内容

この事業は、保育施設を利用していない、就学前のお子さんが対象です。

保護者の方が、週に３日以内の就労により保育を必要とするときや、傷病や入院など緊急のとき、リフレッシュが必要なときなどに、お子さんを一時的に保育施設でお預かりする制度です。

利用形態による区分は以下の通りです。

（１）非定型的保育（平均週３日以内）
　保護者の就労・職業訓練・就学などにより、定期的に保育が必要なとき

（２）緊急保育（1 か月 12 日以内）
　保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭などにより、緊急的に保育が必要なとき

（３）私的な理由による保育（1 か月 12 日以内）
　保護者が心身のリフレッシュ等により、一時的に保育が必要なとき

2　実施施設

実施施設名	対象年齢 ※利用日時点 の満年齢	保育 時間	休日	保育料（日額） ※年齢は４月１日時点の満年齢 （保育クラス）
釧路市立芦野保育園 芦野３－１０－９ ℡３８－５１２０	満１歳～	7:30～ 18:30	日曜・祝祭日・年末年始の休園日	Ａ階層　０円 Ｂ階層 ３歳未満　1,600 円 ３歳以上　1,000 円
釧路市立認定こども園　阿寒幼稚園 阿寒町富士見 2-10-1 ℡６６-３１５２				
釧路あさひ認定こども園 旭町１２－２ ℡２５－２３０１	６か月～			Ａ階層　０円 Ｂ階層 ０歳　2,300 円 ３歳未満　1,900 円 ３歳以上　1,300 円
釧路おたのしけ認定こども園 大楽毛４－１２－６ ℡５７－３９９７				
釧路風の子認定こども園 鳥取南７－２－９ ℡６５－５９５５	満１歳～			
桂恋認定こども園 桂恋１６７ ℡９１－２９３５	６か月～			Ａ階層　０円 Ｂ階層 ３歳未満　1,600 円 ３歳以上　1,000 円
認定こども園　釧路共栄保育園 若竹町４－７ ℡２２－４５３０	満１歳～			
治水どんぐりの家保育園 暁町６－７ ℡２２－９５６８	満１歳～	7:30～ 18:00 19 時まで 延長保育		Ａ階層　０円 Ｂ階層 ３歳未満　1,600 円 ３歳以上　1,000 円 ※延長保育料　200 円
かしわ認定こども園 紫雲台２－３０ ℡４１－２５８１	６か月～			Ａ階層　０円 Ｂ階層 ３歳未満　1,900 円 ３歳以上　1,300 円 ※延長保育料　200 円

※Ａ階層・・・生活保護を受けている世帯
　Ｂ階層・・・Ａ階層を除く世帯（市内に居住する保護者に限り、市町村民税が非課税及び里親（児童福祉法第６条の４に規定する里親をいう。）の時は、一時預かり保育の免除申請をすることができます。）

※詳細につきましては、各実施施設にご確認ください。

３　利用定員　　１日　３人程度

※定員は、利用希望児童の年齢構成などにより変動があります。

※利用希望日の希望人数と職員態勢などにより、お預かりできない場合もあります。

４　利用の手続き　(利用希望施設へ直接申込)

(1)利用を希望するときは、まず実施施設へ連絡をし、空き状況等を確認してください。

※利用施設で事前に面接があります

※お子さんの発熱、体調不良の時などは、利用をご遠慮いただくことがあります。

(2)以下の申請書類を提出してください。（用紙は実施施設にあります）

① 一時預かり利用申請書（保育台帳）

② 児童状況申告書

③ 添付書類（申請理由により異なります。詳細は実施施設から説明を受けてください）

※私的な理由による保育を利用する場合は不要です。

書　類　名	母	父	祖父	祖母			備　　考
就労証明書							
診断書や受診の証明書							コピー可
その他の確認書類※1							

※１　一時保育を利用する理由を証明するもの（受講証明・就学証明等）

５　持ち物

着替え一式やおむつ等が必要ですが、その他にも季節や年齢などにより必要な持ち物があります。必ずご利用前に、施設から直接ご案内を受けてください。

６　市外居住者の利用

釧路市民以外の方でも、次の様なときは一時預かりを利用することが出来ます。

（１）市内に居住する親族の傷病の看護のため、一定期間市内に在住するとき。

（２）出産のため市内に里帰りしている母親が、入院等により児童を保育できないとき。
（ご実家のご家族が保育できないときに限ります）

上記の理由により一時預かり事業を受けようとするときは、所定の申請書類に次の書類を添付して下さい。

① 市内に在住する理由と、児童の保育を必要とする理由を証明する書類（診断書、母子手帳等）

② 児童の年齢及び住所を証明する書類（居住地の住民票または健康保険証等）

③ 一時預かり事業保護者代理人届（代理人は成人の釧路市民とし、保護者に代わって保育料の納付など、手続きの一切を代行していただきます）

～ お問い合わせ ～

一時預かり事業に関してのお問い合わせは

⇒　釧路市こども保健部こども育成課保育係（直通電話　0154-31-4541）

空き状況や持ち物、利用料の支払い方法などは

⇒　各実施施設へお問い合わせください（表に電話番号を掲載しています）